（様式２）

令和　　年　　月　　日

伊　丹　市　長　　様

住所又は事務所所在地

商　号　又　は　名　称

氏名又は代表者名　　（※）

（※）本人（代表者）が自署しない場合は、記名押印してください。
法人の場合は、記名押印してください。

生　　年　　月　　日　　年　　月　　日生

誓　約　書

私は、伊丹市が「伊丹市契約等からの暴力団排除に関する要綱」（以下、「排除要綱」という。）に基づき、貴市が行うすべての契約等から暴力団を排除していることを認識した上で、契約の締結等を行うとともに、下記の事項について誓約します。

尚、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

１　私は、伊丹市暴力団排除条例第２条第１号から第３号までに掲げる者に該当しません。

２　私は、排除要綱第４条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、伊丹市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

３　私は、伊丹市暴力団排除条例第２条第１号から第３号までに掲げる者の該当の有無を確認するため、本誓約書及び役員名簿等が伊丹市から兵庫県伊丹警察署に提供されることに同意します。

４　私が下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等から誓約書を徴し、当該誓約書を伊丹市に提出します。

５　私が使用する下請負人等が、本誓約書１に該当する事業者であると知ったときは、速やかに下請契約等の解除又は二次以降の下請負に係る契約の解除をします。

（参　考）

伊丹市暴力団排除条例（平成２４年伊丹市条例第４号）（抄）

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

（１）　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

（２）　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

（３）　暴力団密接関係者　次のいずれかに該当する者をいう。

ア　暴力団員が役員（法第９条第 21 号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として，又は実質的に経営に関与している事業者

イ　暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し，又は代理人として選任している事業者

ウ　次に掲げる行為をした事業者。ただし，事業者が法人である場合にあっては，役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。

（ア）　自己若しくは自己の関係者の利益を図り，又は特定の者に損害を与える目的を持って，暴力団の威力を利用する行為

（イ）　暴力団又は暴力団員に対して，金品その他の財産上の利益の供与をする行為

（ウ）　（ア）又は（イ）に掲げるもののほか，暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

エ　アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら，これを相手方として，本市との契約に係る下請契約，業務の再委託契約その他の契約を締結している事業者

（４）　略

伊丹市契約等からの暴力団排除に関する要綱

（暴力団等に関係する照会）

第３条 市長は、必要があると認めるときは、令和２年４月１０日付で兵庫県伊丹警察署長（以下「署長」という。）と交わした暴力団関係情報の取扱いに関する合意書に基づいて、次に掲げる者に関して暴力団等に該当するかどうかについて、署長に対して照会を行うものとする。

⑴ 入札参加資格（伊丹市契約に関する規則（平成３年伊丹市規則第３７号）第１４条）に係る認定を受けようとする者、又は認定を受けた者

⑵ 一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により、本市と契約の締結を希望する者、又は締結した者

⑶ 指定管理者の指定を受けようとする者、又は受けた者

⑷ 伊丹市公有財産規則（昭和４１年伊丹市規則第２号）第２６条に規定する財産の使用許可を受け、又は受けようとする者

⑸ 公の施設の使用許可を受け、又は受けようとする者

⑹ 前各号に掲げる者のほか、これらに準ずる者として市長が認める者

２ 略

（契約に係る事務等における排除措置の要件）

第４条 前条第１項各号に規定する契約に係る事務等における排除措置の要件は、次に掲げる事項とする。

⑴ 前条第１項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団等が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

⑵ 前条第１項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団等であること。

⑶ 前条第１項各号に掲げる者が、暴力団等を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。

⑷ 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等もしくは第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団等の威力を利用していること。

ア 前条第１項各号に掲げる者

イ 前条第１項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員

ウ 前条第１項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者

⑸ 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。

⑹ 第４号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関する事業者であることを知りながら、当該事業者に下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。

⑺ 前各号に掲げるもののほか、第４号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。